

岩見沢市栗沢福祉センター条例施行規則を廃止する規則の概要

第1 廃止の趣旨

岩見沢市栗沢福祉センター条例の廃止（令和5年条例第26号）に伴い、本規則を廃止する。

第2 廃止の内容

岩見沢市栗沢福祉センター条例施行規則の廃止

第3 施行期日

令和6年4月1日（廃止条例の施行期日と同日）

岩見沢市規則第23号

岩見沢市栗沢福祉センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市栗沢福祉センター条例施行規則を廃止する規則

岩見沢市栗沢福祉センター条例施行規則（平成18年規則第75号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。